

令和4年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	61	29	<p>第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(5)（略） <u>(6) 広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</u> <u>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある指定避難所へ避難することが想定され、全ての避難者を収容することが困難となります。そこで、津市産業・スポーツセンターや津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点や避難所として活用を図るほか、収容しきれない避難者を緊急かつ一時的に受け入れるための市有施設以外の施設の確保や避難者の移送体制の更なる確保に努めるとともに、広域避難計画を策定して広域避難体制を整備します。</u> <u>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</u> <u>イ 状況に応じて、三重県を通じて県が協定を締結している三重県バス協会に避難者の移送を要請します。</u> <u>ウ 市は、移送手段確保のため、大型輸送車両等を有する民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u> <u>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</u> <u>オ 市は高台における一時避難可能な場所を確保するため、高台に立地する民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u> (7)（略） 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(5)（略） <u>(6) 広域避難体制（危機管理部、市民部、政策財務部）</u> <u>南海トラフ地震により津波が発生したときの避難において、沿岸部等の住民は津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所へ避難したのちに、指定避難所へ避難することが想定され、全ての避難者を収容することが困難になります。そこで、市は、津市広域避難計画に基づき、沿岸部の津波浸水予測地域外の指定避難所に収容しきれない避難者を拠点施設（第一広域避難施設）から避難先の指定避難所および補完施設へ移送します。</u> (7)（略） 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） (略)</p>

	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。</p> <p>《備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>(5) <u>広域避難体制の充実</u></p> <p><u>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>ア 市が所有する車両を最大限活用します。</u></p> <p><u>イ 三重県と三重県バス協会との災害応援協定に基づき、三重県に対して要請を行い、避難者の移送手段を確保します。</u></p> <p><u>ウ 市は、移送手段確保のため、さらに大型輸送車両等を有する民間事業者との応援協定に努めます。</u></p> <p><u>エ 避難者の移送先や自動車避難先の確保に向け、民間事業者の建物や大規模な駐車場を避難スペースとして活用できるよう災害応援協定の締結に努めます。</u></p> <p>(6) 避難所外避難者への対応</p> <p>大規模災害発生時には、避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所には、<u>津市備蓄計画に基づき</u>食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、<u>かつ必要なときに直ちに</u>配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。</p> <p>《備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>(5) <u>広域避難体制の充実</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5) 避難所外避難者への対応</p> <p>大規模災害発生時には、避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。</p>
--	--	---

			<p>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮します。</p> <p>(7) 避難者の通信手段の確保 避難者等の外部との通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努めます。</p> <p>(8) 避難所の安全性の確保 避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</p> <p>(9) 後発地震に備えた避難への対応 気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、又は地震発生に起因して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、後発地震に備え、市民の自主的な避難が可能となるよう、避難所を開設します。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、又は地震発生に起因せずに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、直ちに避難所は開設しませんが、国や三重県からの情報をもとに、状況に応じた対応を行います。</p>	<p>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮します。</p> <p>(6) 避難者の通信手段の確保 避難者等の外部との通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努めます。</p> <p>(7) 避難所の安全性の確保 避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</p> <p>(8) 後発地震に備えた避難への対応 気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、又は地震発生に起因して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、後発地震に備え、市民の自主的な避難が可能となるよう、避難所を開設します。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、又は地震発生に起因せずに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、直ちに避難所は開設しませんが、国や三重県からの情報をもとに、状況に応じた対応を行います。</p>
2	85	22	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定 <u>食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。</u> 備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者な</p>	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) <u>津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄</u> <u>本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等</u></p>

	<p><u>ど様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食、新型コロナウイルス感染症などをはじめとする感染症対策などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。</u></p> <p>(2) <u>食料、生活必需品等の備蓄</u> 食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。</p> <p>また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</p> <p>(3) <u>食料、生活必需品等の調達体制の整備</u> 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p> <p>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>	<p><u>の整備を行います。</u></p> <p><u>また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</u></p> <p>(2) <u>食料、生活必需品等の調達体制の整備</u> 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p> <p>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、<u>液体ミルク</u>、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>
--	--	--